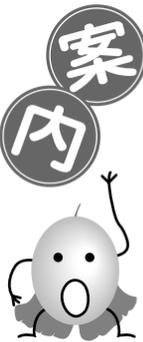


おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ HOT ほっとコーナー

日日時・期間
場所 対象
内容
持ち物
定員 費用
申し込み
問い合わせ

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367



八潮市議会定例会の傍聴

平成23年第2回八潮市議会定例会を6月1日(水)から20日(月)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(水)・17日(金)

●一般質問日 議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと。

定員42人(先着順)
開議事調査課 ☎277

家屋調査にご協力を

家屋を新築または増改築された場合、固定資産税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。調査にあたっては、家屋の内部(間取り・設備)などを拝見させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

5月～8月は農薬危害防止運動期間

農薬を使用する際には、ラベルや

八幡公民館別館の貸し出し中止のお知らせ

東日本大震災の影響と建物の老朽化のため、耐震診断調査を実施しますので、安全が確認されるまでの間、貸し出しを中止します。

八幡公民館 ☎995・6216

老人福祉センター寿楽荘、すえひろ荘、コミュニティセンターの臨時休館について

施設内の害虫消毒のため、7月2日(土)は、臨時休館となります。

寿楽荘 ☎995・2847 すえひろ荘・コミュニティセンター ☎936・9181

市内公共施設7～9月分貸し出しについて

市では、東日本大震災の影響で懸念される夏季の電力不足対策として、7・8月の公共施設の夜間貸し出しを行わないとしていましたが、節電に取り組んだうえで原則として通常どおりの貸し出しを行うこととしました。

施設利用の際には、エアコン温度28度の厳守、使用しない照明の消灯など、引き続き節電にご協力ください。

なお、7・8月の公共施設の夜間利用申請については、6月15日(水)午前10時から行います(公共施設予約案内システム「まんまるよやく」の都合により、施設ごとの開放時間に若干の差が生じる場合があります)。

詳しくは各施設へお問い合わせください。

●登録できる人 八潮市の住民基本台帳や戸籍などに記録されている人
●登録方法 II 窓口に来庁する人の本人確認書類(写真付き住基カード・運転免許証・旅券など)、委任状(代理人や第三者の請求で住民票の写しや戸籍謄本などを交付したとき、事前に登録した人に交付したことを通知する制度です)。
●登録料 9000円(受験手数料など)
●試験日 7月29日(消印有効)までに、受験願書を簡易書留郵便で、県社会福祉協議会研修開発部ケアマネジャー業務課(☎048・824・3111)へ

●登録できる人 II 八潮市の住民基本台帳や戸籍などに記録されている人
●登録方法 II 窓口に来庁する人の本人確認書類(写真付き住基カード・運転免許証・旅券など)、委任状(代理人や第三者の請求で住民票の写しや戸籍謄本などを交付したとき、事前に登録した人に交付したことを通知する制度です)。
●登録料 9000円(受験手数料など)
●試験日 7月29日(消印有効)までに、受験願書を簡易書留郵便で、県社会福祉協議会研修開発部ケアマネジャー業務課(☎048・824・3111)へ

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、4月から9月までの6カ月間、これまでと同じ月額1万3000円で引き続き支給されます。

●支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業(15歳になった後の最初の3月31日)まで

●支給金額 子ども1人につき月額1万3000円

●支給月 6月(2月分～5月分)、10月(6月分～9月分)

次の方は、申請手続きが必要です。

- ▶ 出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- ▶ すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- ▶ すでに受給していて、他の市町村から引越しをされた方

※すでに受給していて、対象となる子どもの数に変更がない方は、手続きの必要はありません。
※平成23年6月の現況届の提出は不要です。なお、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。詳しく決まり次第お知らせします。

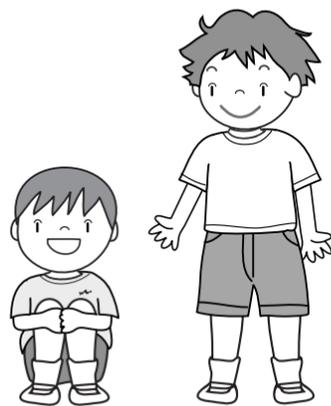
☎子育て支援課 ☎427



人権それは 愛

ある朝、運動場のすみっこで
友だちがすわりこんでいた。
ひとりぼっちで
うつむいて小さな石ころを見ている。
「どうしたの。」って話しかけると
さびしそうな顔で
ほんの少し、わらった。

「いっしょに遊ぼうよ。」
「うん。」
そのとき、友だちの目がかがやいた。
(文部科学省発行『心のノート』より)



困っている人を見て見ぬ振りをしてしまうことはありませんか。
人にやさしいことばを掛ける、だれとでも上手にコミュニケーションが取れることは、とても大切なことだと思います。
すべての人が生きがいを感じ、お互いにかげがえのない存在であると認め合い、人権を尊重しあう差別のない明るい社会を築くことがどんなに素晴らしいことか。過ぎゆく時間の中で立ち止まり、今一度、考えてみませんか。

☎人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎357